Kakegawa City Board of Education Kikugawa City Board of Education Omaezaki City Board of Education

Novel Coronavirus/Influenza Progress Report (to be filled out by parents, etc.)

Grade Clas No

<u>Studant name Birth date 平成・令和 年 月 日</u>

Symptom date: 令和 年 月 日(発症0日)

Medical institution diagnosis date:令和 年 月 日 (Home diagnosis date)

Precautions from the doctor (to tell the school)

◆According to Article 19, Paragraph 2 of the Enforcement Regulations of the School Health and Safety Act, the period of suspension of attendance due to the new coronavirus infection is "until 5 days have passed since the onset of symptoms and 1 day has passed after the symptoms have subsided." Therefore, you cannot go to school for 5 days (total of 6 days), starting from the day of onset of symptoms as day 0. "Symptoms relieved" means that the fever has subsided without the use of antipyretics and the respiratory symptoms tend to improve. In addition, it is recommended to wear a mask until 10 days have passed since the onset of symptoms. \*The standard period for asymptomatic infected people is 5 days from the day the specimen was collected. According to Article 19, Paragraph 2 of the Enforcement Regulations of the School Health and Safety Act, the suspension period for seasonal influenza

is "5 days after the onset of symptoms and 2 days after the fever subsides (3 days for young children).)", so you cannot go to school for 5 days (total of 6 days) starting from the day of onset of symptoms as day 0. In addition, the day when the temperature returns to normal is regarded as the 0th day of fever resolution, and two days (three days in the case of infants) must pass with a normal temperature.

Elapsed	月 日(曜日)		morning measurement				Afternoon measurement			
days			time: body temperature				time: body temperatur			
発症日 (0 日目)	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
1月目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
2 日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
3日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
4日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
5日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
6日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
7日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
8日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
9日目	月 日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
10 日目	月日	( )	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度

date entered 年 月 日

Parents Name :

## 保護者記入例

掛川市教育委員会 菊川市教育委員会 御前崎市教育委員会

New Corona Virus・インフルエンザ経過報告書(保護者等記入)

年 組 番

児童生徒氏名

<u>生年月日 平成・令和</u>年 月 日

症 状 出 現 日 : 令和 (5年 5月 18)日 (発症 0日)

医療機関診断日:令和 5年 5月 19日(自宅等での判定日)

医師からの注意事項(学校へ伝えること)

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項により、「発 <u>症した後5日を経過し、かつ</u><u>症状が軽快した後1日を経過するまで</u>」とされていますので、発症し た日をO日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を 使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日をO日として 1日を経過する必要があります。また、発症から 10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しま

※無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準

◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条第2項により、「発症し た後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」とされていま すので、発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、平熱とな った日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間(幼児にあっては3日間)経過する必要があり

<u>ま</u>す。

この日までは必ずお休みとなります

経過日数	月 🛮 (曜日)	午前測定時刻:体温	午後測定時刻:体温	
発症日 (0 日目)	5月 18 日(木)	午前7時 30 分:38.9 度	午後 5 時 30 分: 38.5 度	
1日目	5月 19 日(金)	午前 <b>7</b> 時 <b>45</b> 分: <b>39.0</b> 度	午後 5 時 20 分:38.3 度	
2日目	5月 20 日(土)	午前7時 40 分:38.0 度	午後 5 時 25 分:38.3 度	
3日目	5月 21 日(日)	午前7時 35 分: 38.8 度	午後5時30分:37.4度	解熱0日
4月目	5月 22 日(月)	午前7時 35 分: 36.6 度	午後 5 時 30 分: 36.8 度	解熱1日
5 日目	5月 23 日(火)	午前7時 30 分: 36.7 度	午後 5 時 35 分: 36.6 度	2日
6日目	<b>5</b> 月 <b>24</b> 日( <b>水</b> )	午前 <b>7</b> 時 30 分:36.6 度	午後 時 分: 度	
7日目	月日()	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度	
8日目	月日()	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度	
9日目	月日()	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度	
ite the date	of entry and the	name of the guardian 度	午後 時 分: 度	
	発症日   (0日目)   1日目   2日目   3日目   4日目   5日目   6日目   7日目   8日目   9日目	発症日 (0 日目) 5月 18 日(木)   1 日目 5月 19 日(金)   2 日目 5月 20 日(土)   3 日目 5月 21 日(日)   4 日目 5月 22 日(月)   5 日目 5月 23 日(火)   6 日目 5月 24 日(水)   7 日目 月 日()   8 日目 月 日()   9 日目 月 日()	発症日 (0 日目)   5月 18日(木)   午前7時 30 分: 38.9 度     1日目 5月 19日(金)   午前7時 45 分: 39.0 度     2日目 5月 20日(土)   午前7時 40 分: 38.0 度     3日目 5月 21日(日)   午前7時 35 分: 38.8 度     4日目 5月 22日(月)   午前7時 35 分: 36.6 度     5日目 5月 23日(火)   午前7時 30 分: 36.7 度     6日目 5月 24日(水)   午前7時 30 分: 36.6 度     7日目 月日()   午前 時 分: 度     8日目 月日()   午前 時 分: 度     9日目 月日()   午前 時 分: 度	発症日 (0 日目)   5月 18 日 (木)   午前7時 30 分: 38.9 度   午後 5時 30 分: 38.5 度     1 日目 5月 19日(金)   午前7時 45 分: 39.0 度   午後 5時 20 分: 38.3 度     2 日目 5月 20日(土)   午前7時 40 分: 38.0 度   午後 5時 25 分: 38.3 度     3 日目 5月 21日(日)   午前7時 35 分: 38.8 度   午後 5時 30 分: 37.4 度     4 日目 5月 22日(月)   午前7時 35 分: 36.6 度   午後 5時 30 分: 36.8 度     5 日目 5月 23 日(火)   午前7時 30 分: 36.7 度   午後 5時 35 分: 36.6 度     6 日目 5月 24日(水)   午前7時 30 分: 36.6 度   午後 時 分: 度     7 日目 月日()   午前 時 分: 度 午後 時 分: 度     8 日目 月日()   午前 時 分: 度   年後 時 分: 度     9 日目 月日()   午前 時 分: 度   年後 時 分: 度

保護者等氏名